

【追加開示事項】

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割会社の事前開示書類)

2023 年 2 月 14 日

神奈川県伊勢原市板戸 80 番地
市光工業株式会社
代表取締役 ヴィラットクリストフ

市光工業株式会社は、美里工業株式会社との間で締結した 2022 年 9 月 26 日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2023 年 3 月 1 日を効力発生日として、吸収分割を行うことに関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前備置書類(以下「本事前備置書類」といいます。)を本店に備え置いておりますが、2023 年 2 月 13 日付で本事前備置書類の内容に変更が生じたため、会社法施行規則第 183 条第 7 号の規定に基づき、下記のとおり追加して備え置きます(なお、下線は変更箇所を示しております。)

なお、下記における用語は、本事前備置書類において定義した各用語と同一の意義を有するものいたします。

記

5. 吸収分割承継会社に関する事項

- (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

2023 年 2 月 13 日付の吸収分割承継会社の株主総会にて、第 45 期事業年度(2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日)に係る計算書類等の内容が承認されたことに伴い、最終事業年度に係る計算書類等を別紙のとおり追加して開示いたします。

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ)

該当事項はありません。

7. 本件効力発生日以後における当会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(当社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の 2022 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 308 百万円及び 132 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

また、吸収分割承継会社において、同日から本件分割の効力発生時までに債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本件分割の効力発生後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件効力発生日以後の吸収分割承継会社の資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上より、本件効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

(別紙) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容